

第1号様式（第6条関係）

左京区まちづくり活動支援交付金交付申請書

左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱第6条の規定により、交付金の交付を申請します。

1 申請者

(宛先) 京都市左京区長	令和 年 月 日
申請団体の主たる事務所の住所 〒	申請団体の名称及び代表者名 申請団体の名称： 代表者役職名： (ふりがな) 氏名： 電話： E-mail：

※ 申請団体名は、交付金を受け取る口座と必ず一致させてください。一致しない場合交付金のお支払いができませんので御注意ください。

※ 申請団体名は、領収書や請求書等の挙証資料の宛名とも一致させてください。

2 連絡先

※ 区役所からの連絡先として、上記代表者とは異なる団体構成員へ連絡を希望される場合は、記入してください。ただし、連絡先は団体構成員としてください。

ふりがな	
担当者氏名	
住所	
電話	
E-mail	

3 誓約事項

以下のとおり誓約します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方がのみが申請可能です。)

- ☐ 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ☐ 申請者は、本市の他の補助金等及び併給禁止の条件のある他の補助金等を受給しません。
- ☐ 同一内容で国や府等に同様の補助金等を申請する場合は、本交付金の交付申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。
- ☐ その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱に定める事項に違反しません。
- ☐ 申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に必要な根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であったことが判明した場合は、交付金の交付決定の取消や交付金の全部又は一部の返還を求められる可能性があることについて理解しました。

4 事業

事業名		
新規・継続の別	☐ 新規 ・ ☐ 継続（ 年目）	
申請部門	☐ 地域活動 ※ 交付対象経費の【2分の1】が交付割合となります。 ただし、 <u>以下重点テーマに該当する場合は、交付対象経費の【3分の2】が交付割合（上限）となります。</u> 申請事業のうち、 <u>主たる事業が重点テーマに該当する場合は、以下に☑してください。</u> また、 <u>申請事業のどのような点が重点テーマに該当するのか、具体的に記載してください。</u> 【重点テーマ】 ☐ 「学藝」（がくげい）のうち、左京区内での伝統文化を学び合い、未来の世代へ引き継ぐ機会をつくる取組 ☐ 他の団体等との協働による取組 ☐ 北部山間地域の振興につながる取組 【申請事業が重点テーマ該当する理由】 ※ 具体的に記載してください。 ※ 協働の取組に関しては、協働して事業を実施する団体名及び代表者も記載してください。	
	☐ はじめる ※ 交付対象経費の【5分の4】が交付割合です。	
交付対象経費	円 （※ 収支予算書（第3号様式）の額を転記）	
交付申請額	円 （※ 収支予算書（第3号様式）の額を転記）	
概算払	☐ 必要（理由： ） ☐ 不要	
	概算払申請額（上限は交付申請額の2分の1）	円
事業期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ※ 交付対象となる経費は、申請書に記載した『事業期間』内に支出した経費に限られます。事業等の準備に係る費用（支出）が発生する日を含めて記載してください。（当年度4月1日～3月31日の間で記載してください。）	

5 申請団体の概要

設立時期	年	月	構成人数	人
団体の概要				
これまでの活動内容	(補助金等の実績等もあれば記載してください。)			

添付書類	<申請者全員が提出するもの> ☐ 事業計画書（第2号様式） ☐ 収支予算書（第3号様式） ☐ 団体の規約・定款 ☐ 構成員（役員）等の名簿 ☐ パンフレット等団体の概要や活動状況が分かる資料 →☐ 【省略】立ち上げたばかりの団体等、資料がない場合は省略可。 <他の補助金等を受けている、又は受けようとしている方は、以下も御提出ください。> ☐ 他の補助金等の内容が分かるもの（募集要項等）
------	--

事業計画書

団体名	
事業名	

1 申請事業を通じて、解決したいと考えている「地域の課題」について教えてください。

事業実施 地域	（※ 課題を解決したい「地域（学区等）」を記載してください。）
地域の課題	（※ どのような課題があるのか、地域の実情や住民からのニーズも踏まえ、具体的に記載してください。）

2 1の地域の課題の解決に向け、交付金を活用して実施する内容を、具体的に教えてください。

事業の 目的・概要	（※ どのようなことを目指して、どのような事業を行うのか、具体的に記載してください。）	
事業のスケ ジュール 【計画性・ 実現可能性】 【公開性】	事業の内容	
	実施場所	
	対象者 参加人数の想定	

	周知方法	
	スケジュール	
	懸案事項とその対策	
想定する 事業効果 【地域課題の解決への貢献度】	(※ 事業を行うことで地域課題がどのように解消されるでしょうか。想定されている事業効果を記載してください。)	
新規性 (加点要素)	(※ これまでの取組にはない新しい要素があれば記載してください。評価の加点要素とします。)	
3 申請団体／申請事業について、教えてください。		
今後の 事業展開 【将来性・展開可能性】	※ 交付期間中及び交付終了後も継続して実施することが期待できる団体かどうか、事業の目指す方向性に広がりがあり、幅広く左京区のまちづくりに貢献する内容かどうかを確認します。申請団体の継続性・将来性、及び申請事業の展開の可能性の双方の面から、具体的に記載してください。 ※ 特に継続3年目の団体は、3年間の交付金対象期間満了後、どのように活動を継続していくのか、活動方法や活動資金の調達方法など具体的に記載してください。	

4 (昨年度交付団体のみ) 実施した事業の実績、課題、工夫する点について、教えてください。	
前年度事業 実績と課題	(※ 昨年度実施した事業の内容、得られた効果、課題などを記載してください。)
課題解決に 向けて 今年度工夫 する点	(※ 昨年度の結果を踏まえて、今年度どのように工夫するかなどを記載してください。)
5 その他	
経費の 妥当性	(※ 収支予算書について、各項目の積算は適切か、期待される効果に対して予算は妥当な額かを確認します。 申請上、経費に関する特記事項があれば記載してください。特段ない場合は、空欄で結構です。ただし、食材 の支出予定がある場合は必ず記載してください。)

収 支 予 算 書

収 入		支 出	
項 目	金 額	内容／支出内訳	金 額
参加費収入 (人× 円× 回)	円	(交付対象経費)	
		謝礼(交通費含む)	円
左京区まちづくり活動支援交付金 【交付申請額】	円	事務局交通費	円
併用する他の 補助金等 ※ 申請中、申請見込 みのものも記載して ください。	円	物品購入費	円
地域交響プロジェクト交付金 (京都府補助金)	円	使用料、賃借料	円
その他補助金 名称()	円	諸費	円
民間補助金等 名称()	円	外注費	円
その他収入 (寄付金、物品売上金等)	円	その他	円
自己負担	円	(交付対象外経費)	円
収入合計	円	支出合計	円
		うち 交付対象経費	円

※ 支出内訳は内容、単価、数量等を具体的に記載してください。

※ 必ず「収入合計＝支出合計」となるよう記載してください。

※ 補助金等は、交付金、助成金等名称を問わず、当交付金以外に申請事業に対して交付を受けるために、申請するものすべてについて記載してください。

左京区まちづくり活動支援交付金交付決定通知書

京都市指令左地第 号
年 月 日

様

左 京 区 長

年 月 日付けで申請のあった左京区まちづくり活動支援交付金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付予定金額

3 交付の条件

- (1) 交付申請書又は添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに区長に申請し、承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長に申請し、承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の実施が困難になったときは、速やかに区長に報告し、指示を受けなければならない。
- (4) 事業完了後速やかに、完了報告書に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。
- (5) この交付金の交付決定後、次の事項に該当すると認められる場合は、交付金の交付等の支援の決定を取り消し、若しくは交付額及び支援内容を変更し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
 - ア 不正の手段により交付金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - イ 交付金を交付対象事業以外に使用したとき。
 - ウ 左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱の規定に違反したとき。
- (6) 事業等の実施に際し、この交付金を受けていることを明示しなければならない。

※ この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、左京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び左京区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

左京区まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書

京都市指令左地第 号
年 月 日

様

左 京 区 長

年 月 日付けで申請のあった左京区まちづくり活動支援交付金について、交付しないことを決定したので通知します。

（理由）

※ この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、左京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び左京区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

左京区まちづくり活動支援交付金申請事項変更等申請書

年 月 日

（あて先）左京区長

申請団体の名称及び代表者名

担当者氏名 :
 電話 : — —
 E-mail :

左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱第9条の規定により、変更等を申請します。

事業名					
変更等の理由					
変更内容等 （※変更がある項目のみ記入）	団体の概要				
	事業の内容				
	総事業費	変更前	円	変更後	円
	交付申請額	変更前	円	変更後	円
添付書類		☐ 変更後の事業計画書（必要に応じて）			
		☐ 変更後の収支予算書			

左京区まちづくり活動支援交付金申請事項変更等承認（不承認）決定通知書

京都市指令左地第 号

年 月 日

様

左 京 区 長

年 月 日付けで申請のあった左京区まちづくり活動支援交付金事業の変更等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名

2 変更等の申請内容

3 決定区分

- ☐ 全部承認
- ☐ 一部承認
- ☐ 全部不承認

（理由）

※ この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、左京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び左京区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

左京区まちづくり活動支援交付金事業完了報告書

年 月 日

(あて先) 左京区長

团体名

代表者役職名

代表者氏名 (フリガナ)

$$\left(\begin{array}{c} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right)$$

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により、事業が完了したことを報告します。

事業名					
申請部門	【重点テーマ】 ☐ 地域活動 ☐ 「学藝」（がくげい）のうち、左京区内での伝統文化を学び合い、未来の世代へ引き継ぐ機会をつくる取組 ☐ 他の団体等との協働による取組 ☐ 北部山間地域の振興につながる取組				
	☐ はじめる				
実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
実施内容	日時	内容	場所	対象者	参加人数
事業の成果					
交付対象経費	円 （※ 収支決算書（第9号様式）の額を転記）				
交付予定額	円 （※ 収支決算書（第9号様式）の額を転記）				
添付書類	＜申請者全員が提出するもの＞ ☐ 収支決算書（第9号様式） ☐ 事業の実施状況が分かる資料（写真、チラシ、パンフレット、ホームページ等） ☐ 経費の支出を確認することができる資料（領収書の写し等） ＜併用可能な他の補助金等を受けている方は、以下も御提出ください。＞ ☐ 受けた補助金等の金額が分かるものの写し（交付決定通知、交付額確定通知等の写し等）				
区役所指定イベントの参加	月 日 イベントタイトル：				

収 支 決 算 書

□ 詳細について別紙支出明細書のとおり（明細書を添付される場合は、こちらにチェックを入れ、以下支出欄の「内容・使途・支出内訳」欄の記入は不要です。）

収 入		支 出	
項 目	金 額	内 容 ・ 使 途 ・ 支 出 内 訳	金 額
参加費収入 (人 × 円 × 回)	円	(交付対象経費)	
		謝礼 (交通費含む)	円
左京区まちづくり活動支援交付金 【交付予定額】	円	事務局交通費	円
併用する他の補助金等 ※ 併用する他の補助金等は、提出中・決定見込みのものも記入してください。	円	物品購入費	円
地域交響プロジェクト交付金 (京都府補助金)	円	使用料、賃借料	円
その他補助金 名称 ()	円	諸費	円
民間補助金等 名称 ()	円	外注費	円
その他収入 (寄付金、物品売上金等)	円	その他	円
自己負担	円	(交付対象外経費)	円
収入合計	円	支出合計	うち 交付対象経費 円

左京区まちづくり活動支援交付金交付額決定通知書

京都市指令左地第 号
年 月 日

様

左 京 区 長

年 月 日付けで交付決定した左京区まちづくり活動支援交付金について、下記のとおり交付額を決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付金額 円

※ この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、左京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び左京区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起する。

左京区まちづくり活動支援交付金 概算払請求書

（宛先）京都市左京区長	令和 年 月 日
申請団体の主たる事務所の住所 〒	申請団体の名称及び代表者名 申請団体の名称： 代表者名：

左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱第 1 3 条の規定により、交付金の概算払を請求します。

事業名	
請求額	金 円

下記、口座への振込を希望します。※ 申請団体名と一致する口座名義のものを記入してください。

金融機関名		店舗名	
口座種別	普通（総合）・当座・貯蓄・その他（ ）		
口座番号			
口座名義（フリガナ）			
口座名義（漢字等）			
添付書類	☐ 通帳の写し （通帳の表紙や見開き 1 ページ目等、上記情報が分かる箇所）		

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

左京区まちづくり活動支援交付金 精算書

（宛先）京都市左京区長	令和 年 月 日
申請団体の主たる事務所の住所 〒	申請団体の名称及び代表者名 申請団体の名称： 代表者名：

左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱第 1 3 条の規定により精算します。

事業名	
交付金額	金 円
交付金額のうち 概算払を受けた額	金 円
交付金額のうち 精算払を受ける額	金 円
返納額 ※ 0 円の場合も記載してください。	金 円
添付書類	第 9 号様式（第 1 0 条関係） 収支決算書

左京区まちづくり活動支援交付金取消等決定通知書

京都市指令左地第 号

年 月 日

様

左 京 区 長

左京区まちづくり活動支援交付金について、下記のとおり、交付決定の取消し、交付金額の変更又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることを決定したので通知します。

記

（決定事項）

（理由）

※ この処分不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、左京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び左京区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起する。